

令和2年度等級等ごとの職員の数公表について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定に基づき、給料表ごとに、年度当初（令和2年4月1日現在）における等級等ごとの職員の数について公表します。

北栄町職員の給与に関する条例

行政職給料表

※再任用職員を含む

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		階級
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	主事、保育教諭及び保健師	35	17.2%	主事(※)	16	係員級
				保育教諭	17	
				保健師	2	
				計	35	
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育教諭、保健師、管理栄養士、社会福祉士及び司書の職務	50	24.6%	主事	27	
				技師	1	
				保育教諭	17	
				保健師	2	
				管理栄養士	1	
				社会福祉士	—	
				司書	2	
計	50					
3級	副主幹及び主任の職務	38	18.7%	副主幹	13	係長級
				主任	18	
				主任保育教諭	4	
				主任保健師	3	
				主任管理栄養士	—	
				計	38	
4級	室長、主幹、及び園長補佐の職務	56	27.6%	室長	25	課長補佐級
				主幹	24	
				園長補佐	7	
				計	56	
5級	課長、出納室長、局長、館長、園長、支所長及び参事の職務	17	8.4%	課長	7	課長級
				出納室長	1	
				局長	1	
				館長	2	
				園長(※)	4	
				支所長	1	
				参事	1	
計	17					
6級	困難な業務を処理する課長の職務	7	3.4%	課長	4	
				局長	1	
				地方創生監	1	
				参事	1	
				計	7	
合計		203	100.0%			

北栄町教育職員の給料の特例に関する条例

教育職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
2級	指導主事	0	0.0%	指導主事	0
				計	0
特2級	教育委員会事務局の室長又は主幹 及び高度の知識又は経験を必要とする指導主事	3	100.0%	室長	1
				主幹	2
				指導主事	0
				計	3
3級	教育委員会事務局の課長又は参事	0	0.0%	課長	0
				参事	0
				計	0
4級	困難な業務を処理する教育委員会 事務局の課長又は参事	0	0.0%	課長	0
				参事	0
				計	0
合計		3	100.0%		